## 第21回那須塩原市小学校対抗駅伝競走大会 大会要項

#### 1 目的

市内小学校(義務教育学校前期課程を含む)に在籍する児童を対象に開催し、健康な児童の育成と基礎体力作りの一環として実施する。

#### 2 主催

那須塩原市教育委員会 特定非営利活動法人那須塩原市スポーツ協会 那須塩原市教育振興会

#### 3 主管

那須塩原市陸上競技協会

#### 4 後援

黒磯ロータリークラブ

#### 5 協力

那須野が原公園 那須塩原市サイクリング協会 ブラーゼンサイクリング倶楽部

#### 6 技術協力

那須ヘルスセンター株式会社

#### 7 日時

令和7年11月15日(土) ※小雨決行

- (1) 受付時間 午前7時45分~午前8時30分
- (2) 開会式 午前8時45分~
- (3) 閉会式 午後1時15分~

#### 8 競技日程

- (1)混合の部 午前 9時30分
- (2) 男 子 の 部 午前10時20分
- (3) 女 子 の 部 午前11時10分
- (4) 男子友好レース 午後 0時00分
- (5) 女子友好レース 午後 0時30分

#### 9 会場・コース

那須野が原公園 特設コース

【駅伝】各部門ともに6区間、8.725km (1区=1.7km、2区~6区=各1.405km)

【友好レース】男女ともに1.375km

#### 10 参加資格

那須塩原市内の各小学校及び義務教育学校前期課程に在籍する児童のうち、 $4\sim6$ 年生で編成したチームとする。ただし、これによるチーム編成が困難な場合は3年生の起用も可能とするが、その際は必ず主催者に協議を行うこと。

単一の学校でのチーム編成が困難な場合は、複数校の連合チームによる参加を認める。

#### 11 競技部門

(1) 本大会において実施する競技部門は、駅伝の部では混合の部、男子の部、女子の部の3部 門とする。

各部門に登録できるチーム数は、各校とも1チームまでとする。

(2) 個人レースとして友好レースを実施する。

友好レースは、補欠競技者のうち、いずれの駅伝の部門にも出走していない競技者を対象 とする。

当日競技者変更によって正競技者としての登録を外れた競技者が友好レースを走ることを禁止する。

## 12 チーム編成

- (1) 各部門とも、1チーム当たりの競技者数は正競技者6名、男子及び女子の部門では補欠競技者3名、混合の部では補欠競技者4名をもって編成する。
- (2) 異なる部門間で補欠競技者を共有することができる。

#### 13 表彰

- (1) 各部門とも、総合成績の上位6位までを表彰する。 1位~3位までのチームには賞状と賞品を授与する。 4位以下のチームには賞状を授与する。
- (2) 各区間の区間賞には、賞状と賞品を授与する。
- (3) 各区間において区間新記録が出た場合には、賞状と賞品を授与する。
- (4) 友好レースの表彰は行わず、記録証の発行は行わない。

#### 14 代表者会議

令和7年10月31日(金)午後2時30分~ 三和住宅にしなすのスポーツプラザ(にしなすの運動公園)2階研修室

#### 15 申込・競技者変更・走路員報告期日

- (1)参加申込書提出締切 令和7年10月31日(金)正午まで
- <u>(3)競技者変更届提出締切 **令和7年11月12日(水)正午**まで</u>

それぞれ、集計作業の効率化を図るため、必ず以下のメールアドレスに、事務局が提示する様式 を記入の上送付すること(デジタル校務ではないので注意すること)。

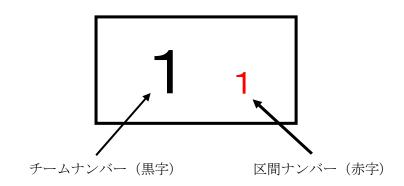
## 各種様式の提出先

# 【那須塩原市教育委員会事務局 スポーツ振興課 小学校駅伝担当】 sports-shinkou@city.nasushiobara.tochigi.jp

- ※記録計測用の競技者データを編集するため、必ず期日を厳守すること。
- ※登録時のデータをそのままプログラムに反映するので、誤字・フリガナ漏れ等が無いよ うに留意すること。
- ※参加申込書(様式1)の提出をもって、本大会要項に規定する全ての事項に同意したものと みなす。

#### 16 アスリートビブス

- (1) アスリートビブスは、主催者で用意するものを使用する。
- (2) 駅伝の部に出場する競技者は、ユニフォームの前面と背面に、チーム番号及び区間番号が分かるようにアスリートビブスを取り付けること。
- (3) 友好レースに出場する競技者は、ユニフォーム前面に番号が分かるようにアスリートビブスを取り付けること。
- (4) 駅伝の部におけるアスリートビブスの番号は、代表者会議において発表する。
- (5) 大会終了後、駅伝の部において使用したアスリートビブスは、各校で洗濯をした上で、 12月19日(金)までにスポーツ振興課まで返却すること。なお紛失等があった場合、 弁償を求めることがある。
- (6) 友好レース出場者用のアスリートビブスは返却を要しないが、アスリートビブスに貼付してあるトランスポンダー(計測用 IC チップ)はフィニッシュ後に返却すること。



#### 17 たすきについて

- (1) たすきは、主催者で用意するものを使用する。
- (2) 駅伝の部における競技者は、前走者からたすきを受け取ったら、必ず肩から脇の下に斜め にかけて走行するものとし、手に持ったまま走ることが無いようにすること。 また、競技中にたすきがほどけてしまう事のないように準備を行うこと。
- (3) たすきは、記録計測業者からレンタルしているものであるので、レース終了後速やかに中継所係員に返却すること。紛失等により返却が無い場合、実費を請求する。
- (4) たすきには、トランスポンダー(計測用 IC チップ)を埋め込んであるが、これを取り外した場合記録の計測ができないので、絶対に取り外さないこと。

- (5) たすきの受け渡しは、中継線の進行方向側で行うものとし、前走者と次走者の間で確実に 手渡しにて行うこと。中継線手前での中継やたすきを投げて中継した場合失格となる。
- (6) たすきを落とした場合、それまで走っていた(たすきを持っていた)走者が拾って次走者 に渡すこと。
- (7) たすき渡しに際して、前走者がたすきを外すのは中継所手前約400mを目安とし、次走者がたすきを肩から掛け終えるのは、中継所から先200mまでを目安とする。

#### 18 ユニフォームについて

- (1) 競技者が着用するユニフォーム等については、同部門の選手間でデザインが異なったもの を着用していても差し支えない。ただし、主催者が配布したアスリートビブスをきちんと 着用して競技を行うこと。
- (2) ユニフォームの下に T シャツやタイツ等を着用していても差し支えない。またこの際、日本陸上競技連盟が定める「競技会における広告物および展示物に関する規程」は、本大会においては適用しないこととする。

#### 19 中継所について

- (1) たすきの中継は中継所において行う。なお、たすきを中継する際は、中継線から20メートルの範囲内で完了させること。
- (2) 中継所に立ち入ることができるのは、競技者、大会事務局、競技役員、記録計測業者、事務局の許可を受けた者(写真撮影業者等の真に立ち入る必要性が認められるもの)のみとし、それ以外の者の立ち入りを禁止する。
- (3) 円滑な中継所業務の遂行及び競技運営上の安全確保の点から、いかなる者も中継所内において応援行為行ってはならない。
- (4) 中継所の近くにコーチングエリアを設ける。各チーム監督は、コーチングエリアから声掛け等を行うこと。またこの際、走路にはみ出してのコーチングは禁止する。
- (5) コーチングエリアに入ってコーチングを行うことができるのは、各校1名までとし、ADカードを着用すること。ADカードは大会主催者で用意する。

#### 20 当日競技者変更

- (1) 11月12日(水)の競技者変更登録以降に競技者を変更する必要が生じ、大会当日に競技者変更を行うことができるのは、以下の場合のみとする。
  - ・正競技者として登録していた競技者のケガにより、出走が不可能である場合。
  - ・正競技者として登録していた競技者の病気により、出走が不可能である場合。

なお、これらの理由によらない当日競技者変更は厳禁とし、規定が遵守されない場合は、 当該チームを失格とする。

(2) やむを得ず当日競技者変更を行う場合は、午前8時30分までに「当日競技者変更届」を大会本部/TIC(テクニカル・インフォメーション・センター)に提出すること。また、これにより補欠競技者が友好レースに出場しなくなった場合、友好レース用のトランスポンダー(ICチップ)を受付時に大会本部/TICへ返却すること。

なお、競技者変更の理由に疑義が生じた場合、審判長判断により然るべき措置をとること がある。

- (3) 当日競技者変更は、あらかじめ登録された補欠競技者の中から行うものとし、11月12 日(水)の競技者変更締切時の登録にない競技者の起用は認めない。
- (4) 他部門のチーム間及び各部門におけるチーム内での区間同士を交替することは認めない。
- (5) 当日競技者変更において、正競技者を外れた競技者が友好レースを走ることを禁止する。 そのような行為が判明した場合、当該選手が所属する学校の全ての記録を失格とする。

#### 21 救護及び保険について

- (1) 本大会において、参加競技者に負傷があった場合は、主催者で用意する医務員による応急 救護は実施するが、以降は必要に応じて各自病院を受診するなど必要な措置を講ずること。
- (2) 中継所脇に救護所を設置する。
- (3) 大会主催者において、傷害保険に加入する。

#### 22 試走に際しての公園利用について

- (1) 試走を行う際は、必ず引率者が公園管理事務所で受付をしてから行うこと。 なお、スポーツ振興課への連絡は要しない。
- (2) 公園利用については、全ての時間帯において一般利用者を優先すること。
- (3) 試走を行う場合、必ず縦1列で走り、横に広がるなどして一般利用者の妨げにならないようにすること。
- (4) 路上に目印を行う場合、テープやカラーコーン、マーカーによって行うものとし、スプレーやチョーク、石灰等の痕跡を残すような方法では行わないこと。また、マーキングに使用した物品は、公園内に放置することなく、引率者の責任において必ず撤去すること。
- (5) 事故やトラブル等については、引率者が責任をもって対応すること。
- (6) 各種感染症予防対策を行い、感染症の拡大防止に配意すること。
- (7) 試走期間は、令和7年10月5日(日)~11月14日(金)までとする。 ただし、10月25日(土)については那須地区駅伝大会が、11月8日(土)について は、栃木県中学校駅伝競走大会が実施されるため、この日における試走は行わないこと。
- (8) 試走を行う場合、以下の時間帯での実施とし、時間を厳守すること。

[平 日]午前9時~午後5時

〔土・日・休日〕午前9時~午後5時

## 23 注意事項

- (1) 大会当日の公園内入場開始時刻は午前7時00分である。この時間以前には公園駐車場を含むいかなる場所にも立ち入ることを禁止する。
- (2) 大会当日、公園内には一般利用者もいるため、競技者は十分注意して走行すること。
- (3) 競技中は、安全確保のため、競技者及び競技役員以外の者のコース内立入を禁止する。
- (4) ウォーミングアップについては安全に注意の上、コース外で行うこと。
- (5) 危険防止の観点から、沿道又はコースにおける伴走を禁止する。
- (6) 公園内における火気使用は厳禁である。喫煙する際は、所定の場所において行うこと。
- (7) アスレチック広場は公園の有料施設である。試走及び大会を通して、アスレチック広場の中には立ち入らないこと。

- (8) ゴミは各自で持ち帰ること。ポイ捨て、植え込み等への投げ込みは固く禁止する。
- (9) 各自の荷物の管理を徹底すること。荷物の紛失・盗難について主催者及び那須野が原公園では責任を負わない。
- (10) 応援はコース外から行うこと。この際、持っている幟や横断幕等を振り回す、あるいは飛び出すなどして競技者に危険を及ぼすことの無いよう、責任ある指導者の下で使用するなどして十分注意すること。また、大きな音の出る物等を使っての応援は禁止する。
- (11) 本大会に関する問合せを那須野が原公園管理事務所に行わないこと。 大会に関する問合せはスポーツ振興課に連絡すること。

【那須塩原市スポーツ振興課 電話:0287-37-5439】

#### 24 個人情報及び肖像権について

- (1) 大会主催者で収集した競技者等の個人情報は、大会開催に必要な範囲において利用する。 情報については、厳重に管理し、提供者の同意なく第三者に開示することはない。
- (2) 大会主催者で大会開催中の会場の様子等を写真撮影することがあるが、これについては部内の報告にのみ用い、対外的に公表することはない。ただし、新聞社等の報道機関が入り、撮影等を行う場合がある。

# 大 会 規 定

#### 1 本大会の実施について

本大会は、2025年度(公財)日本陸上競技連盟競技規則、同駅伝競走規準、本大会要項及び 本規定によって実施する。

#### 2 招集について

- (1) 競技者の招集は、1区の競技者は公園管理事務所前において、それ以外の区間及び友好レース 出場の競技者は大会本部・TIC 前のはらっぱにおいて行う。
- (2) 招集開始時刻は、通過予定時刻の20分前とする。 招集完了時刻は、通過予定時刻の10分前とする。招集完了時刻に遅れないこと。 招集に遅れた場合、棄権したものとみなす。
- (3) 競技者の招集は、係員の指示に従うこと。

#### 3 出走回数の制限

- (1) 本大会において、1人の競技者が出走できる回数は駅伝の部又は友好レースいずれか1回とする。
- (2) 同一の競技者による複数種目への出走が判明した場合、当該チームを失格とし、区間賞等も含めた全ての記録を認めない。

#### 4 繰り上げスタート

繰り上げスタートは行わない。ただし、審判長が繰り上げスタートの必要を判断した場合においては、この限りではない。

## 5 途中棄権時の対応

競技者が何らかの理由で競技の続行ができなくなった場合、それまでの記録は公式記録として認めるが、当該区間及びそれ以降のチーム成績はオープン参加として処理する。個人記録については、 棄権があった区間以降の記録でも公式記録として認める。

また、この場合における次の区間の走者のスタートは、中継所審判員の合図によりスタートするものとする。

#### 6 中継所について

- (1) たすきの中継は全て中継所内で行い、競技者間での確実な手渡しにより行う。また、たすきの中継は、中継線の進行方向側において行うこと。
- (2) 中継所内に立入ることができるのは、競技者、大会事務局、競技役員、記録計測業者、その他特別の許可を受けた者のみとし、それ以外の者が立入ることはできない。
- (3) 各学校の監督によるコーチングは、大会主催者が定めるコーチングエリアにおいて行うものとし、中継所内におけるコーチングは厳禁とする。

## 混合の部 (6区間・8.725km)

区間	コース	距離	招集開始	招集完了	通過時刻	男女
	噴水広場スタート~はらっぱ脇~東駐車					
1区	場前左折~風車裏~水車小屋~せせらぎ	1.7 km	9:10	9:20	9:30	男
	広場脇~左折~フィールドアスレチック前中継所					
	フィールドアスレチック前中継所~わんぱく広場前					
2区	~風車裏~水車小屋~せせらぎ広場脇~	1.405 km	9:15	9:25	9:35	女
	左折~フィールドアスレチック前中継所					
3区	フィールドアスレチック前中継所~わんぱく広場前					
	~風車裏~水車小屋~せせらぎ広場脇~	1.405 km	9:19	9:29	9:39	男
	左折~フィールドアスレチック前中継所					
	フィールドアスレチック前中継所~わんぱく広場前					
4区	~風車裏~水車小屋~せせらぎ広場脇~	1.405 km	9:24	9:34	9:44	女
	左折~フィールドアスレチック前中継所					
	フィールドアスレチック前中継所~わんぱく広場前					
5区	~風車裏~水車小屋~せせらぎ広場脇~	1.405 km	9:29	9:39	9:49	男
	左折~フィールドアスレチック前中継所					
6区	フィールドアスレチック前中継所~わんぱく広場前					
	~風車裏~水車小屋~せせらぎ広場脇~	1.405 km	9:33	9:43	9:53	女
	左折~フィールドアスレチック前中継所					

## 男子の部 (6区間・8.725km)

区間	コース	距離	招集開始	招集完了	通過時刻
	噴水広場スタート~はらっぱ脇~東駐車				
1区	場前左折~風車裏~水車小屋~せせらぎ	1.7 km	10:00	10:10	10:20
	広場脇~左折~フィールドアスレチック前中継所				
	フィールドアスレチック前中継所~わんぱく広場前				
2区	~風車裏~水車小屋~せせらぎ広場脇~	1.405 km	10:05	10:15	10:25
	左折~フィールドアスレチック前中継所				
	フィールドアスレチック前中継所~わんぱく広場前				
3区	~風車裏~水車小屋~せせらぎ広場脇~	1. 405 km	10:09	10:19	10:29
	左折~フィールドアスレチック前中継所				
	フィールドアスレチック前中継所~わんぱく広場前				
4区	~風車裏~水車小屋~せせらぎ広場脇~	1.405 km	10:13	10:23	10:33
	左折~フィールドアスレチック前中継所				
	フィールドアスレチック前中継所~わんぱく広場前				
5区	~風車裏~水車小屋~せせらぎ広場脇~	1. 405 km	10:17	10:27	10:37
	左折~フィールドアスレチック前中継所				
6区	フィールドアスレチック前中継所~わんぱく広場前	1. 405 km	10:21	10:31	10:41
	~風車裏~水車小屋~せせらぎ広場脇~				10:41

左折~フィールドアスレチック前中継所

## 女子の部 (6区間・8.725km)

区間	コース	距離	招集開始	招集完了	通過時刻
	噴水広場スタート~はらっぱ脇~東駐車				
1区	場前左折~風車裏~水車小屋~せせらぎ	1.7 km	10:50	11:00	11:10
	広場脇~左折~フィールドアスレチック前中継所				
	フィールドアスレチック前中継所~わんぱく広場前				
2区	~風車裏~水車小屋~せせらぎ広場脇~	1.405 km	10:55	11:05	11:15
	左折~フィールドアスレチック前中継所				
3区	フィールドアスレチック前中継所~わんぱく広場前				
	~風車裏~水車小屋~せせらぎ広場脇~	1.405 km	11:00	11:10	11:20
	左折~フィールドアスレチック前中継所				
	フィールドアスレチック前中継所~わんぱく広場前				
4区	~風車裏~水車小屋~せせらぎ広場脇~	1. 405 km	11:05	11:15	11:25
	左折~フィールドアスレチック前中継所				
5区	フィールドアスレチック前中継所~わんぱく広場前				
	~風車裏~水車小屋~せせらぎ広場脇~	1. 405 km	11:10	11:20	11:30
	左折~フィールドアスレチック前中継所				
6区	フィールドアスレチック前中継所~わんぱく広場前				
	~風車裏~水車小屋~せせらぎ広場脇~	1. 405 km	11:15	11:25	11:35
	左折~フィールドアスレチック前中継所				

## 友好レースの実施について

#### 1 出場対象者

友好レースの出場対象者は、駅伝の部における補欠競技者のみを対象者とする。

#### 2 コース

友好レースのコースは、中継線の30m先にスタートラインを設け、フィニッシュラインは中継線とする。

距離は、1.375kmとする(別添コース図参照)。

#### 3 競技日程

	出発時刻	招集完了時刻	招集開始時刻
男子友好レース1組	12:00	11:50	11:40
男子友好レース2組	12:10	12:00	11:50
男子友好レース3組	12:20	12:10	12:00
女子友好レース1組	12:30	12:20	12:10
女子友好レース2組	12:40	12:30	12:20
女子友好レース3組	12:50	12:40	12:30

## 4 注意事項

- (1) 友好レース出場者は、友好レース用のアスリートビブスをユニフォーム前面に着装すること。 アスリートビブス表面には、記録計測のためトランスポンダーを貼り付けてある。
- (2) 本レースの記録計測処理は、トランスポンダーを用いて行う。トランスポンダーは配布された ままの状態で装着し、アスリートビブスから外したりしないこと。誤った使用方法により記録 の計測ができなかった場合、主催者では一切の責任を負わない。また、トランスポンダーを取 り違えて装着した場合、全く異なる他人の記録が残ってしまうので、必ず配布するスタートリ スト等を参考にして、トランスポンダーの取り違えが起きないように十分注意すること。
- (3) 本レースの対象者は、駅伝の部の補欠競技者であるので、登録外の競技者の出走は認めない。
- (4) 駅伝の部で、当日変更によって区間登録を外れた競技者が本レースを走ることは認めない。そのような行為が判明した場合は、当該選手が所属する学校の全ての記録を失格とする。
- (5) 招集完了時刻までに招集場所にいなかった競技者は、棄権したものとみなす。時間に余裕を持って行動し、招集完了時刻に遅れないように行動すること。
- (6) 本レースは、危険防止のために組を分けての実施とする。必ずスタートリストを確認し、誤った組で出走しないように十分注意すること。
- (7) その他、スポーツマンシップに反する行動を行わないこと。悪質な場合は失格とすることがあるので、十分注意すること。

# 安心・安全な大会運営のために

(2023年11月10日、日本陸上競技連盟通知「駅伝競走・マラソンにおける競技規則(助力)の 周知徹底に関するお願い」より)

本大会では、競技者の健康に配意し、安心・安全な大会運営を行うために以下の競技規則に沿っての 大会運営を行います。

## ○競技規則 第7部 道路競走:TR55 道路競走 55.7 安全 [国内] ※一部割愛

- (1) 走路上の審判員は常に競技者の状態をチェックする。競技者が転倒や意識混濁、疾病等により走行困難となって歩行、立ち止まり、横臥等の行動に移った場合、審判員や大会医療スタッフは直ちに声掛けを行ない、健康状態の確認を行う。この声掛けは助力とは見なさない。
- (2) 競技者が転倒や意識混濁、疾病等により走行困難となって歩行、立ち止まり、横臥等 の行動に移った場合、審判員や大会医療スタッフは必要に応じて介護を行う。このた めに一時的に競技者の身体に触れることは、助力とは見なさない。
- (3) 上記(1)、(2) の事象が生じたときは、当該および周囲の審判員または大会医療スタッフは直ちに大会本部へ連絡を行い、審判長または医師の判断による指示に従って当該競技者に対応する。
- (4) 審判長または医師から中止を命じられた競技者は、直ちに競技を中止しなければならない。

## ○駅伝競走規準 第3条 競技会役員の任務 3. 審判長 (b)

- ・競技続行不可能と判断された競技者を中止させる権限を有する。
- ・審判長の権限を技術総務、競走審判員、監察員等に委任しておく必要がある。

競技者の健康上の安全を最優先とし、競技者が走行不能な状態に陥った場合、審判長又は審判長から 権限を委譲された競技役員が、競技者本人がなおも競技を続行する意思を持っていたとしても、競技を 中止させる場合がありますので、その場合は現場の競技役員の指示に従ってください。

また、観戦している箇所の近くにおいて、競技者に異変があった場合、近くの審判員や大会本部へお 知らせくださいますよう、よろしくお願いいたします。

詳細については、以下の QR コードからご確認ください (日本陸上競技連盟ホームページ)。



日本陸上競技連盟 HP